



## 政務活動費收支報告書

平成30年4月3日

(あて先) 飯能市議会議長

議員氏名 新井重治

飯能市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成29年度（平成29年5月分～平成30年3月分）の政務活動費収支報告書を提出します。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 収 入 政務活動費 | <u>165,000 円</u> |
| 2 支 出       | <u>121,515 円</u> |

(単位：円)

| 科 目      | 金 額              | 備 考                  |
|----------|------------------|----------------------|
| 研修費      | 0 円              |                      |
| 調査研究費    | 64,080 円         | 1月29日～30日島原市・熊本市行政視察 |
| 資料作成費    | 0 円              |                      |
| 資料購入費    | 35,964 円         | 書籍3冊                 |
| 広報費      | 0 円              |                      |
| 広聴費      | 1,400 円          | 地区行政センター使用料          |
| 要請・陳情活動費 | 0 円              |                      |
| 会議費      | 0 円              |                      |
| 人件費      | 0 円              |                      |
| 事務所費     | 0 円              |                      |
| その他の経費   | 20,071 円         | プリンターインク、事務用消耗品等     |
| 合 計      | <u>121,515 円</u> |                      |

3 残 額 43,485 円

- (注) 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。  
 2 領収書その他支出を証する書類の写しを添付すること。  
 3 政務活動費収支報告書に係る政務活動事業実績報告書を添付すること。

## 政務活動事業実績報告書

議員氏名 新井重治

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、29年度  
政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

| 月 日            | 事 業 名  | 事 業 概 要 及 び 成 果 等   |
|----------------|--------|---|
| 平成30年<br>1月29日 | 先進都市視察 | <p><b>1. 長崎県島原市</b></p> <p>◇視察内容</p> <p>(1) 島原市老朽危険空き家除却支援事業について<br/>(2) 特定公共賃貸住宅について</p> <p>◇成果</p> <p>(1)島原市老朽危険空き家除却支援事業について<br/><b>&lt;事業の目的&gt;</b><br/>適切な管理が行われていない空き家は防災、衛生、景観等の面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている。その様な空き家を除却することで安全、安心な住環境づくりを進めるための事業。<br/>平成28年度から事業を実施。</p> <p><b>&lt;事業の実績&gt;</b><br/>平成28年度 8件 交付額310万円 (内国費155万円)<br/>平成29年度 5件 交付額225万9千円 (内国費112万9千円)</p> <p><b>&lt;事業の運営方法&gt;</b><br/>市内各地区の自治会や消防団や水道の使用状況などから空き家情報を得て現地調査をして危険度をA～Dランクに判定。危険度大のC、Dランクは勧告をして補助制度の案内をする。A,Bランクは空き家登録を行う。<br/>抵当権のある物件は顧問弁護士に相談する。<br/>所有者が適切な維持管理をしない場合や所有者不明の場合、最後は裁判所に判断を仰ぎ行政代執行や略式代執行となる。</p> <p><b>&lt;今後の課題&gt;</b><br/>長期にわたり登記されず、所有者不明の建物が多く有り、除却の対応が出来ない。<br/>所有者を把握していても建物が差押えや抵当権などの再建が設定されている場合、除却したくても不可の建物があることなどが課題である。</p> <p><b>(2) 特定公共賃貸住宅について</b></p> <p><b>&lt;事業の目的&gt;</b><br/>中堅所得者等に向けの居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律で地方公共団体が賃貸住宅の建設管理を行う事ができる。<br/>収入が高く市営住宅に入居できない世帯への住居提供。</p> <p><b>&lt;事業の実績&gt;</b><br/>平成3年6月に普賢岳噴火災害時に長崎県が建設し、その後島原市が有償譲渡して管理している。<br/>・花の丘団地6戸、新山団地6戸 の計2団地、12戸である。</p> |

- ・入居の条件…収入が月収15万8千円～48万7千円以下
- ・平成3年から6年は空き家が無かった

#### <今後の課題>

- ・現在5戸が空室となっている。
- ・平成23年度以降入居が無い。

市の特定公共賃貸住宅の築年数が古くなっている事。当時よりも民間の住宅供給状況や、世帯の収入が安定してきたので民間住宅に入居しやすい事などが原因と考える。

今後もこの様な状況が続くのであれば一般世帯向けに募集を変更することも考えている。3年継続して空き家状態であれば国に申請することが出来る。

1月30日

## 2. 熊本県熊本市

#### ◇視察内容

- (1) 自転車が走りやすい環境整備について
- (2) がけ地近接住宅等危険住宅移転事業について

#### ◇成果

- (1) 自転車が走りやすい環境整備について

#### <経緯・目的>

平成23年度「第2次熊本市じてんしゃ利用環境整備基本計画・実施計画」を策定。

- ・**基本理念**：自転車でお出かけしたくなるまちづくり
- ・**目的**：イ. 都市計画(まちづくり)…自家車に過度に依存せず自転車が日常の移動手段となる様な環境整備を実現する

ロ. 中心市街地の活性化…自転車や公共交通で気軽に来街し、回遊する様な賑わい溢れる中心市街地を実現

ハ. 低炭素都市づくり…近距離移動を自家用車から自転車に転換しCO<sub>2</sub>の排出削減を図り低炭素都市を実現する

背景：H23年度幹線道路の全事故件数2,722件でその内自転車は359件(13%)、H25年度は全事故件数が2,159件で自転車は239件。全事故が約3割減だが自転車事故は2%減でしかない。

自転車事故の年齢別発生件数は16～24歳が約52%と特出して多い

#### <予算額について>

|        |             |           |
|--------|-------------|-----------|
| 平成24年度 | ：総延長 2,130m | 4630万円    |
| 平成25年度 | ：総延長 3,510m | 2億7,235万円 |
| 平成26年度 | ：総延長 350m   | 4,120万円   |
| 平成27年度 | ：総延長 1,590m | 9,700万円   |
| 平成28年度 | ：総延長 300m   | 2,010万円   |

#### <整備内容について>

- ・現状の道路幅のままで、車道幅は3.25～3.5m→3mとし、路肩を0.9～1.2m→1.4～2.3mに変更した
- ・路肩にある6%の勾配を平坦にし、側溝を付け替えた
- ・整備エリアは自転車需要が多く、自転車事故多発の区域で「熊本市立地適正改革」に設定された地域拠点が多くあるエリアとした

### <整備による効果>

|              | 整備前    | 整備後      |
|--------------|--------|----------|
| ・歩道上を通行する自転車 | 1,476件 | → 795件   |
| ・車道左側通行する自転車 | 640件   | → 1,121件 |
| ・車道を逆走する自転車  | 169件   | → 92件    |

### <今後の課題>

- ・予算の確保、コストの縮減。他事業との調整が必要
- ・交通管理者（県、国）との調整
- ・交通ルールの教育、啓発

その他

- ・車道幅が狭くなったので、バイクが車の左側を通行出来なくなり  
信号待ちが増えた。
- ・電柱の撤去は計画的に進めている
- ・駐輪場の整備も進めて来たので、違反自転車はH24年1,600件  
→H29年は61件に激減している。

### <考察>

車道幅を狭めて自転車専用道を確保するにはそれなりの道路幅が必要。現況の道路幅が狭い道路は困難。また、路肩整備の予算も必要であること等が分かった。

## (2) がけ地近接住宅等危険住宅移転事業について

### <事業の目的>

がけ崩れ、土石流、地滑り等の危険から住民の生命の安全確保のため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対し補助金を交付し移転を促進させるもの。

### <事業の実績>

昭和48年度(2件)から平成11年度(1件)まで合計15件。

平成12年度～28年度まで申請無し。平成29年度は2件の申請。

### <補助対象、補助限度額について>

①除却等費 802千円（撤去、動産移転、仮住居、跡地整理費等）

②建物助成費(新たな住宅の建設または購入のための融資利息相当額)

・一般地域 建物3,190千円+土地960千円 合計 4,150千円

・特殊(シラス)土壤地域 建物4,570千円+土地2,060千円+敷地造成597  
千円 合計7,227千円

・補助率 国1/2 県1/4 市1/4

### <今後の課題>

- ・災害危険区域に指定されていると分かっていても先祖伝來の土地、建物を除却し移転することは中々出来ない世帯が多い。
- ・今後、区域の指定が進につれて、申請件数の増加が見込まれる。

以上

□参加者 清風会 2名

鳥居誠明議員、新井重治